

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

三

お問い合わせは『控除証明書相談チャット』へ(24時間対応)

日本年金機構ホームページでは、
控除証明書に関するお問い合わせに自動で
お答えする相談チャットを開設しています。
右記の二次元コードよりぜひご利用ください。

二次元
コード*

21XX XXXX XXX

ご本人様控 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名

基礎年金番号

令和3年中（令和3年1月1日から令和3年9月30日まで）の納付済保険料額

各年に分けて申告する場合の証明額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに 納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額＋②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

申告年分	証明額
	円
	円
	円

納付状況の内訳

[illegible]

- 「済」は、令和3年中に納付された月を示しています。

↓ 社会保険料控除の申告の際は、
ここから切り取ってご使用ください。 ↓

社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和3年10月1日
令和3年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和3年10月1日
令和3年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和3年10月1日
令和3年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

●証明日は、令和3年10月1日です。

●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

●ご家族の保険料も控除の対象です。

生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。

●申告の際は納付を証明する書類が必要です。

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。

●令和3年以内に納付された保険料は令和3年分として申告できます。

この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険料額がある場合は合算して申告してください。（当該保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。）

なお、あとから納付された保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。

●再発行について

再発行をご希望の方は、

『ねんきん加入者ダイヤル TEL : 0570-003-004（ナビダイヤル）』までご連絡ください。

●前納した国民年金保険料の社会保険料控除

前納により納付された国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下のどちらかを選択していただくことになります。

(1) 全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）

本証明書の「令和3年中の納付済保険料額」に記載されている合計額が証明額となります。

申告の際には、この欄に金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。

(2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）

各年に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次の例のように算出されます。

申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。

* (2)の方法で控除を受けた場合、(1)の方法に戻すことはできません。

また、令和4年に令和4年分と令和5年分をまとめて控除することもできません。

〔(2)の例〕各年分の保険料に相当する額を各年に控除する場合

控除対象額	例1 口座振替で24か月分（令和3年4月分から令和5年3月分）382,550円を前納された場合	例2 納付書で20か月分（令和3年8月分から令和5年3月分）321,870円を前納された場合
㉑令和3年	(令和3年4月から令和3年12月分までの9か月分) $382,550円 \times 9 \text{ か月} / 24 \text{ か月} = 143,457円$	(令和3年8月から令和3年12月分までの5か月分) $321,870円 \times 5 \text{ か月} / 20 \text{ か月} = 80,468円$
㉒令和4年	(令和4年1月から令和4年12月分までの12か月分) $382,550円 \times 12 \text{ か月} / 24 \text{ か月} = 191,275円$	(令和4年1月から令和4年12月分までの12か月分) $321,870円 \times 12 \text{ か月} / 20 \text{ か月} = 193,122円$
㉓令和5年	(令和5年1月から令和5年3月分までの3か月分) $382,550円 - ㉑ - ㉒ = 47,818円$	(令和5年1月から令和5年3月分までの3か月分) $321,870円 - ㉑ - ㉒ = 48,280円$

* 本証明書は(2)の方法で控除を受ける場合、最大3年間使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和3年1月1日から令和3年9月30日までに納付された保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
 - ・国民年金第1号被保険者ではない場合
 - ・令和4年3月または令和5年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・保険料の未納期間がある場合など

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和3年1月1日から令和3年9月30日までに納付された保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
 - ・国民年金第1号被保険者ではない場合
 - ・令和4年3月または令和5年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・保険料の未納期間がある場合など

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和3年1月1日から令和3年9月30日までに納付された保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
 - ・国民年金第1号被保険者ではない場合
 - ・令和4年3月または令和5年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・保険料の未納期間がある場合など